

【韓国】過去の事件の真相糾明及び犠牲者の名誉回復に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 麗水・順天 10・19 事件及び 1960 年の馬山地域における民主化運動についての真相糾明、名誉回復等に関する法律が、それぞれ 2021 年 7 月 20 日に制定され、公布された。

1 背景と経緯

韓国では、国等による過去の人権弾圧事件等に関連して、「真実・和解のための過去事¹整理基本法」²、「5・18 民主化運動関連者補償等に関する法律」³、「済州 4・3 事件真相糾明及び犠牲者名誉回復に関する特別法」⁴等、複数の法律が存在する。

2021 年 7 月 20 日、新たに「麗水・順天 10・19 事件の真相糾明及び犠牲者の名誉回復に関する特別法（法律第 18303 号）」⁵及び「3・15 義挙参加者の名誉回復等に関する法律（法律第 18301 号）」⁶が制定され、公布された。共に 2022 年 1 月 21 日に施行される。

2 麗水・順天 10・19 事件の真相糾明及び犠牲者の名誉回復に関する特別法

本法は、本則 21 か条、附則 4 か条から成る。本法において麗水（ヨス）・順天（スンチョン）10・19 事件とは、大韓民国政府樹立初期段階に、麗水に駐屯していた国軍第 14 連隊の一部の軍人が、済州 4・3 事件⁷に対する国の鎮圧命令を拒否して起こした事件により、1948 年 10 月 19 日から 1955 年 4 月 1 日⁸まで、麗水・順天地域を始めとする全羅南・北道、慶尚南道一部地域で発生した混乱、武力衝突及びこの鎮圧過程で多数の民間人が犠牲になった事件をいう。また、「犠牲者」を、10・19 事件と関連した死亡者、行方不明者、後遺障害が残った者、受刑者であって、本法律第 3 条第 2 項第 3 号によって犠牲者と決定した者と定義する（第 2 条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 1 月 12 日である。

¹ 「過去史」と翻訳表記される場合もある。

² 「진실・화해를 위한 과거사정리 기본법（법률 제 17392 호）」制定は 2005 年 5 月 31 日（法律第 7542 号）。

³ 「5・18 민주화운동 관련자 보상 등에 관한 법률（법률 제 18203 호）」制定は 1990 年 8 月 6 日（法律第 4266 号）。制定時は、「光州民主化運動関連者補償等に関する法律」

⁴ 「제주 4・3 사건 진상규명 및 희생자 명예회복에 관한 특별법（법률 제 18745 호）」制定は 2000 年 1 月 12 日（法律第 6117 号）。

⁵ 「여수・순천 10・19 사건 진상규명 및 희생자 명예회복에 관한 특별법（법률 제 18303 호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233959&ancYd=20210720&ancNo=18303&efYd=20220121&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「[2102449] 여수・순천 10・19 사건 진상규명 및 희생자 명예회복에 관한 특별법안（소병철의원 등 152 인）」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A2Z0H0B7P2T8E1U5F5G9H0G9S9Q3U7>

⁶ 「3・15 의거 참여자의 명예회복 등에 관한 법률（법률 제 18301 호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233957&ancYd=20210720&ancNo=18301&efYd=20220121&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「[2104263] 3・15 의거 관련자의 명예회복 및 보상 등에 관한 법률안（최형두의원 등 30 인）」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y2A0H0U9X2M5N1M7U3S0H1J5S1V4D3>

⁷ 「「済州 4・3 事件」とは、1947 年 3 月 1 日を起点として 1948 年 4 月 3 日に発生した騒擾事態及び 1954 年 9 月 2 1 日まで済州島で発生した武力衝突並びにその鎮圧過程で住民たちが犠牲になった事件をいう。」「제주 4・3 사건 진상규명 및 희생자 명예회복에 관한 특별법（법률 제 18745 호）」第 2 条第 1 号

⁸ 智異山（チリサン）入山禁止が解除された日。なお、智異山とは、全羅北道南原（ナムウォン）市、全羅南道求禮（クレ）郡、慶尚南道山淸（サンチョン）郡・咸陽（ハミョン）郡・河東（ハドン）郡にわたっている山。「지리산」한국민족문화대백과사전ウェブサイト <<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Item/E0054156>>

国務総理の下に「麗水・順天 10・19 事件真相糾明及び犠牲者名誉回復委員会」（以下「委員会」）を置き、委員会は、真相糾明事件に該当すると認めるに足る相当の根拠があり、真相糾明が重大であると判断されるときは、委員会の議決を経て職権で調査することができる（第 3 条）。また、全羅南道知事の下に、麗水・順天 10・19 事件真相糾明及び犠牲者名誉回復実務委員会（以下「実務委員会」）を置く（第 4 条）。

犠牲者、遺族、親族又は真相糾明に関して特別な事実を知っている者は、実務委員会に真相糾明のための申告を行うことができる（第 5 条）。委員会は、議決によって真相糾明調査開始を決定し、開始日から 2 年以内に関連資料の収集及び分析を完了しなければならない（第 7 条）。委員会は、この期間の終了日から 6 か月以内に調査報告書を作成しなければならないが、調査報告書作成における客観性の確保及び作業円滑化のため、麗水・順天 10・19 事件真相調査報告書作成企画団を設置し、運営することができる。委員会は、報告書を公開しなければならないが、国の安全保障等のため不可避であると委員会で決定した場合は一部の内容を公開しないことができる（第 9 条）。何人も麗水・順天 10・19 事件に関連して自由に証言することができ、合法的手続きに従わずにこの法律によって糾明された事実を理由として他人に不利益を与えてはならない（第 10 条）。

麗水・順天 10・19 事件の被害により家族関係登録簿⁹が作成されず、又は事実と異なって記録されている場合は、他の法令の規定にかかわらず犠牲者及び遺族の申請による委員会の決定があれば、家族関係登録簿の作成又は記録の訂正を行うことができる（第 12 条）。

国及び自治体は、麗水・順天 10・19 事件に関連して慰霊墓域造成、慰霊塔建立、史料館建設、慰霊公園造成、平和等の人権教育等の事業の施行に必要な費用を、予算の範囲内で支援することができる（第 13 条）。国は、継続的に治療を受けなければならない、又は常時看護若しくは補助装具の使用が必要な犠牲者に対し、治療、看護及び補助装具購入にかかる医療支援金及び生活支援金を支給することができる（第 14 条）。

3 3・15 義挙参加者の名誉回復等に関する法律

本法は、本則 11 条、附則 1 文から成る。本法において 3・15 義挙とは、1960 年 3 月 15 日から同年 4 月 13 日まで頃に、馬山（マサン：現在は慶尚南道昌原（チャンウォン）市の一部）地域で 1960 年 3 月 15 日の不正選挙に抗拒して発生した民主化運動をいう（第 2 条）。

3・15 義挙の真相糾明は、「真実・和解のための過去事整理基本法」に従い、真実・和解のための過去事整理委員会において遂行する（第 3 条）。真実・和解のための過去事整理委員会は、3・15 義挙の調査が終了し真相糾明がされた場合、その結果を報告書として作成し、大統領及び国会に報告するとともに、当該報告書を公開しなければならない。ただし、国の安全保障等のため不可避であると真実・和解のための過去事整理委員会で決定した場合には、報告書の一部の内容を公開しないことができる（第 4 条）。3・15 義挙と関連した行為によって有罪の確定判決、免訴判決を宣告された者の再審請求に関する規定が置かれ（第 7 条）、また、国は、3・15 義挙の精神を継承する記念事業を推進しなければならない（第 8 条）とされた。

⁹ 「家族関係の登録等に関する法律」の規定により作成される、登録基準地、姓名・本（本貫）・性別・出生年月日・住民登録番号、出生・婚姻・死亡等家族関係の発生及び変動に関する事項、外国人の場合は姓名・性別・出生年月日・国籍・外国人登録番号若しくは国内居所申告番号等（外国人登録をしていない場合）その他の事項について記録されるもの。「가족관계의 등록 등에 관한 법률（법률 제 18651 호）」第 9 条